

(公財) 土岐市文化振興事業団の共催等及び賞状交付に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、公益財団法人土岐市文化振興事業団（以下「事業団」という。）以外のものが行う行事について、事業団が共催、後援、協賛、又は推薦（以下「共催等」という。）し、及び表彰状又は感謝状（別に定めるものを除く。以下「賞状」という。）を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

(共催等の区分)

第2条 事業団が行う共催等は、次の各号に掲げる区分によるものとする。

- (1) 共催 事業団が主催者の一員として参加するに足り得る公益性の非常に高い行事であると認められるもの。
- (2) 後援 事業団が趣旨に賛同し、積極的に支援する価値のある行事であると認められるもの。
- (3) 協賛 行事が公益性を有し、地域の発展や市民の知識向上等に寄与すると認められるもの。
- (4) 推薦 映画、観劇、図書等の趣旨、内容等について事業団が積極的に市民への普及を促したいと認めるもの。

(賞状の交付)

第3条 事業団は、第6条第1項の規定により共催等の承認をした行事に関し、公益上特要と認めるときは、賞状を交付することができる。

(共催等の申請)

第4条 共催等又は賞状交付の承認を受けようとするもの（以下「申請者」という。）は、その行事を開催する14日前までに、共催等承認申請書（別記様式第1号）又は賞状交付承認申請書（別記様式第2号）に行事の概要を示す資料を添付し、事業団に提出し、その承認を得なければならない。

(審査)

第5条 事業団は、前条の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、受け付けた日から7日以内に共催等又は賞状交付の承認の可否を決定しなければならない。

2 事業団は、前項の審査に当たっては、行事が次の各号に該当することを確認しなければならない。

- (1) 文化振興を目的とした有意義なものであること。
- (2) 特定の政党若しくは団体又は宗教若しくは宗派を支持し、又は支援するものでないこと。
- (3) 特定の思想又は主義主張を浸透させる目的を有しないこと。
- (4) 事業の規模又は対象範囲が、原則として町単位以下でないこと。
- (5) 参加者等に対して過重な負担を負わせないものであること。
- (6) 原則として市内又は近隣市町村で開催されるものであること。但し、国・県・市等の機関の共催等を受けたものは、この限りではない。

(7) その他文化振興行政の運営に支障をきたさないものであること。

(決定の通知)

第6条 事業団は、前条の規定に基づき、共催等又は賞状交付の承認を決定したときは、共催等・賞状交付承認通知書（別記様式第3号）により申請者に通知する。この場合において、必要な条件を付することができる。

2 事業団は、共催等又は賞状交付を承認しないと決定したときは、共催等・賞状交付不承認通知書（別記様式第3号）により申請者に通知する。

(承認の取り消し)

第7条 事業団は、申請者が偽りその他不正行為により承認を受けた場合、承認を受けた内容がこの要綱に定める承認の条件に該当しなくなった、又は該当しなくなるおそれがあると認められる場合は、承認を取り消すことができる。

2 事業団は、前項の規定に基づく共催等又は賞状交付の承認を取り消した場合は、申請者に対し共催等・賞状交付取消通知書（別記様式第4号）により通知するものとする。

3 第1項の規定に基づき共催等又は賞状の承認の取り消しにより生じた経費は、申請者の負担とする。

(結果報告)

第8条 第6条第1項の規定に基づき賞状交付の承認を受けたものは、その行事が終了したときは、行事終了後30日以内に賞状受領及び受賞者報告書（別記様式第5号）を事業団に提出しなければならない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、共催等及び賞状交付の承認について必要な事項は、代表理事が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成25年10月1日から施行する。